

# 廃家電の不法投棄対策について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会  
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会  
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ  
第12回合同会合

平成19年8月21日

# 目次

---

1. 廃棄物の不法投棄対策について
2. 廃家電不法投棄の要因に係る解析について
3. 廃家電不法投棄対策の方向性

## 1. 廃棄物の不法投棄対策について①

### 不法投棄対策の重要性

○我が国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」形成への取組が進められているところ。

○循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題。

○廃棄物の不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

家電リサイクル法の施行と環境省の不法投棄対策

平成13年の家電リサイクル法施行に対応し、環境省としても不法投棄対策を強化。

- 一般廃棄物の不法投棄について、罰則を産業廃棄物の不法投棄並みに強化（廃棄物処理法平成12年改正、平成15年改正）。
- 加えて、不法投棄に係る未遂罪の創設（平成15年改正）、不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則の創設（平成16年改正）、廃棄物の無確認輸出に係る予備罪・未遂罪の創設（平成17年改正）など、不法投棄対策の抜本強化。
- さらに、市町村に対し、一般廃棄物を委託して処理する場合における市町村の処理責任の徹底を求める通知を発出（平成16年8月）。受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合、委託基準を遵守したか否かにかかわらず、排出市町村が自ら生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講じるべき旨伝達。
- 本年2月、廃棄物に関する関係省庁連絡会議を設置。従来、環境省を中心に、規制強化等を進めるとともに、地方自治体と連携し「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づく幅広い取組を実施してきたところであるが、「美しい国」日本を目指し、関係各省庁連携の下、地方自治体と連携し、国民運動としてさらに推進。5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど取組を強化。

➡ 近年の廃家電不法投棄台数の減少に寄与しているものと考えられる。

## 1. 廃棄物の不法投棄対策について②

### 廃棄物処理法の累次の改正等による取組

平成3年  
改正

- 廃棄物処理基準の強化
- 廃棄物処理施設に対する規制強化
- 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物制度の創設
- 適正処理困難物制度の創設
- 我が国の全域において廃棄物の不法投棄を禁止
- 改善命令及び措置命令の強化
- 罰則の強化

平成9年  
改正

- 再生利用認定制度の創設(一定の廃棄物の再生利用について、大臣認定により業・施設許可が不要)
- 生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続の明確化
- マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に適用
- 電子マニフェスト制度の創設
- 産業廃棄物原状回復基金制度の創設(適正処理推進センター)
- 罰則の強化(産廃不法投棄の罰則を3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人の場合は1億円)に引上げ等)

平成12年  
改正

- 環境大臣が基本方針を策定
- 不法投棄された産業廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大
- 廃棄物の野外焼却を禁止(不法焼却:3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金)
- 罰則を強化(一廃不法投棄に係る罰条を産廃に係る罰条と統合し、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ、マニフェスト義務違反に係る罰則強化等)

平成15年  
改正

- 広域認定制度の創設(一定の廃棄物の広域的な処理について、大臣認定により業許可が不要)
- **特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化**
- 産廃処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、設置許可を受けなくて、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設
- **罰則の強化(不法投棄及び不法焼却に係る未遂罪の創設・法人の一廃不法投棄に係る罰則を産廃と同様一億円以下の罰金に引上げ 等)**

**特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定**

平成15年

- 平成9年の廃棄物処理法の改正前に行われた不適正処分に関して、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例等の特別な措置を講じるもの。

平成16年  
改正

- **産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設**
- 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止
- 処分場の跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度の創設
- 廃棄物処理施設で事故が起きた場合の応急措置・届出等の創設
- **罰則の強化(不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則(3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金)の創設、不法焼却・受託禁止違反について5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ 等)**

平成17年  
改正

- 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
- マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入
- 産廃関係事務等の役割分担の見直し(政令で定める市の長が事務を行うことができる)
- **罰則の強化(廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設 等)**

平成18年  
改正

- 石綿含有廃棄物に係る無害化処理認定制度の創設

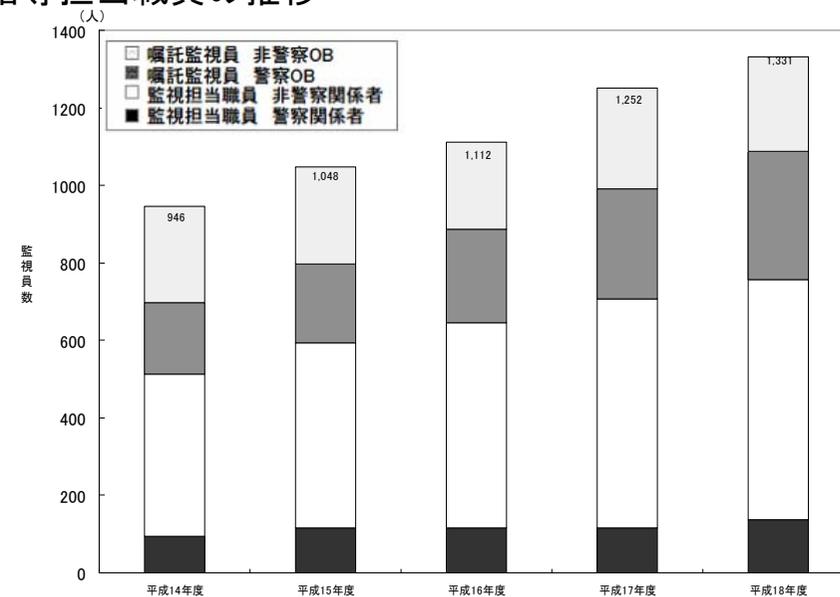
# 1. 廃棄物の不法投棄対策について③

## 不法投棄撲滅アクションプラン(平成16年6月、環境省)

- 従来の罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)を講じる。これにより、当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。
- 地域における意識の向上、廃棄物処理体制の強化、制度を支える人材の育成を進める。

不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
監視担当職員数(人)	514	594	645	708	757
警察関係者	94	116	115	116	136
非警察関係者	420	478	530	592	621
嘱託監視員数(人)	432	454	467	544	574
警察OB	184	203	241	283	331
非警察OB	248	251	226	261	243



## 1. 廃棄物の不法投棄対策について④

### 廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議の設置・ 全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定

- ごみ不法投棄対策を国民運動として推進できるよう関係各省庁の連携を強化するため、廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議を平成19年2月設置。安倍総理大臣からの関係省庁が連携してごみ不法投棄対策に取り組むようにとの指示を受けたもの。
- 「美しい国」日本を目指し、持続可能な社会を構築するため、全国各地域で進められているごみ不法投棄対策について、関係各省庁連携の下、地方自治体と連携し、国民運動としてさらに推進。
- そのための取組を国民運動として盛り上げるため、「ごみ減量・リサイクル推進週間」として設定されている5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」としても位置づけ、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど取組を強化。